

本重要事項説明書は、電気事業法および特定商取引法に関する法律に基づく書面となりますので、必ずご確認をいただけますようお願いいたします。

ISE_Lcd_Ipe01_isd_v 181203

1. 小売電気事業者の名称、登録番号、お客様からの問い合わせや苦情に応ずるための連絡先及び受付時間

名称 IS エナジー株式会社
住所 大阪府大阪市中央区東心斎橋 1-12-10
登録番号 A0512
電話番号 06-7777-2415
メールアドレス denki_user_support@broad-networks.jp
営業時間 10:00 ~19:00 (土日祝・年末年始・長期休暇を除く)

2. 媒介・取次・代理業者の名称、連絡先、受付時間

IS エナジーWEB ページ (<https://isenergy.co.jp>) にて記載致します。

3. 小売供給契約の申込みの方法

インターネット等を通じてのお申込み、書面等によるお申込み、電話等を通じてのお申込み

4. 小売供給開始の予定年月日

- ・お申込みを頂いた後、当社が別途通知する日が供給開始日となります。原則として、一般送配電事業者が切り替え手続きを完了し、当社がお客様からの電気需給契約の申込みを承諾した後に供給の開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には弊社による電気の供給は開始されません。
- ・引っ越し等によって需要場所が変更となる場合は、お客様から引っ越し先での供給開始希望日を確認し、一般送配電事業者の都合ややむを得ない場合を除き、当該の供給開始希望日に引っ越し先での電気の供給を開始いたします。
- ・当社は、あらかじめ定めた受給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を速やかにお知らせし、新たに受給開始日を定めて電気を供給致します。

5. 契約関係・契約の成立日・契約期間

- ・IS でんきの契約に伴いお客様は IS エナジー株式会社と株式会社インソムニアが共同して運営する「ブロードネットワークス」の会員となります。
- ・IS エナジー株式会社は、株式会社インソムニアと情報を共同して利用致します。(共同利用して利用する者の範囲：株式会社インソムニア／共同利用する目的：契約状況の確認、信用情報の確認、利用料金、その他の費用等の請求、サービスの案内を行うため／共同利用する個人情報の項目：契約者氏名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス、生年月日、契約住所、お支払方法、金融機関の口座番号、口座名義、クレジットカード番号、請求書送付先住所等／共同利用して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称：株式会社インソムニア)
- ・需給契約は、当社がお客様からの申込みを受け付け、一般送配電事業者が切替手続きを完了し、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。
- ・契約期間は、契約の効力発生日を基準として、ご利用開始日の含まれる月を1か月目として12か月目の末日までです。お客様または弊社から申し出がない場合、同一条件で以降1年間毎の自動更新とします。
- ・IS でんきの最低利用期間はご利用開始日の含まれる月を1か月目として12か月です。最低利用期間内でご解約の場合、6,000円(非課税)を請求致します。ただし、退去に伴うご解約の場合や弊社の電気供給範囲外へ引っ越しの場合、自動更新後のご解約の場合には違約金は発生いたしません。

6. 小売料金に係る料金および当該料金の算定方法

- ・月額料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進割賦金に、料金の支払い方法等による決済手数料が加算されたものとなります。
- ・月額料金以外に別途手数料が加算される場合があります。詳しくは、ブロードネットワークス会員規約、IS でんき約款、IS でんき料金表をご確認下さい。

7. 料金等のお支払方法

- ・料金は IS エナジー株式会社または株式会社インソムニアから請求となります。
 - ・口座振替、クレジットカードでのお支払いとなります。ただし、口座振替、クレジットカードの登録が完了していない場合、NTT ファイナンスによるコンビニ払いの請求書を発行してのお支払となる場合や、別途お振込みでのお支払いをお願いする場合があります。
 - ・口座振替払いの場合、お申込みから口座振替の開始までは1~2か月程度のお時間を頂きます。
 - ・決済手数料として、口座振替の場合は200円(税抜)、コンビニ払いの場合は300円(税抜)が別途加算となります。
- 残高不足等により口座振替やクレジットカードの支払いが期日に行われず再振替や再引き落としとなった場合、コンビニ払いが期日までに行われず請求書が再発行となった場合は決済手数料に加えて400円(税抜)の再振替手数料がかかります。

8. 工事に関する事項

【工事金負担】

・お客様が新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をとみなわなないで、お客様の希望により供給設備を変更する場合であって、当社が一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受けます。

【工事費負担金の申受および精算】

・当社が一般送配電事業者等から工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後にお客様と精算する場合には当社はお客様とすみやかに精算するものといたします。

【需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申し受け】

・供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合であっても、当社は一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客様から申し受けます。
・実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

9. その他ご負担いただく費用

- ・スイッチングでお申込みの場合、2,000 円(税抜)の切り替え事務手数料を、初回の月額料金の請求に合わせて請求致します。
 - ・お客様が、支払期日を経過してもなお料金その他の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進割賦金を除く）について支払われない場合は、延滞利息を申し受けます。延滞利息が発生する起算日は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日と致します。延滞利息は起算日から支払いがなされた前日までの日数に応じて、年率 14.6 % の割合で算定し、原則として延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求致します。
 - ・別途明細書の発行が必要な場合、利用明細書発行手数料として 200 円(税抜)/通を料金等とは別にお支払い頂きます。
- ※明細書はブロードネットワークス マイページ (<https://mypage.broad-networks.jp>) から無料でダウンロードが可能です。利用明細書発行手数料は、当月または翌月の料金等と合算して請求を行います。

10. 契約電圧や契約電流、周波数について

- ・供給電圧：交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトです。
- ・周波数：60Hz または 50Hz です。

11. 使用電力量の計測および料金算定の方法

【使用電力量の計測】

使用電力量の計測は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものとします。計測された使用電力量はマイページ上にてお客様に通知致します。

【料金算定方法】

- ・料金は、お客様の使用した電力量に基づき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
 - ・料金は、次の場合を除き、料金の前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を算定期間として、「1 月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
- ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより料金に変更があった場合
- ・電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とします。
 - ・需給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
 - ・ロに該当する変更があった場合、直前の検針日から変更した前日まで、変更した当日から直後の検針日とに分割して算定期間とします。
 - ・料金の支払義務は原則として電気を利用した日に発生するものとします

12. 託送供給等約款に定められたお客様の責任、電気の使用方法について

- ・お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客様の負担で必要な措置を講じていただきます。
- ・当社および一般送配電事業者、地域電力会社は、必要と認められる業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。
- ・当社および一般送配電事業者、地域電力会社がお客様が電気を利用する場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、お客様には当該設備の施設場所を電力会社に無償で提供していただきます。
- ・当社および一般送配電事業者、地域電力会社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合、当社および一般送配電事業者、地域電力会社は、その電気工作物を無償で使用するものとします。
- ・お客様は電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、当社および一般送配電事業者、地域電力会社に速やかにその旨を通知していただきます。また、お客様が当社および一般送配電事業者、地域電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当社および一般送配電事業者、地域電力会社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要がある場合には、お客様にその内容の変更をしていただく場合があります。
- ・お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて当社および一般送配電事業者、地域電力会社が調査する場合、当該調査にご協力

いただきます。

・お客様の電気の使用が、他の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客様の負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

13. お客様からの申し出による契約の変更や解除の方法、連絡先や申し出の方法について

・契約の変更や解約については、マイページ上から手続きを行うか、本重要事項説明書の第1項に記載のある連絡先までご連絡下さい。ご契約の期間によっては違約金が発生する場合がありますのでご注意ください。

・他の小売電気事業者へのスイッチング（切り替え）に伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。

・契約の変更や解約に伴って、違約金が発生する場合がございますのでご注意ください。

・お客様が、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、もしくは増加した日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとした場合において、当社が託送供給等約款に基づき電力会社から料金及び工事費等の支払いを求められたときは、当社はお客様からその求められた料金をお支払いいたします。

14. 当社による契約の変更や解除、供給の停止や中止について

・当社は、託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等により当社が必要と判断した場合には、電力需給約款及び電気料金メニューを変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力の発生時期を定め、変更する旨及び変更後の内容について当社のWEBページ (<https://isenenergy.co.jp>) またはブロードネットワークスのWEBページ (<https://broad-networks.jp>) に一定期間掲載することでお知らせいたします。

・お客様が次のいずれかに該当した場合には、契約の解除や、供給の停止や中止を行う場合、事前に通知を行った上で当社の定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合には契約の解除、供給の停止や中止を行う場合があります。

イ：お客様が、需給契約の申込みその他の場合において、契約者および申込者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、お支払情報、電気の使用開始を行う時期等に関して事実を反する申し出を行った場合。

ロ 他人になりすまして各種サービスを利用した場合

ハ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合

ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合

ホ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ヘ 当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト 電気の使用に伴うお客様の協力が得られない場合

チ お客様が料金を支払期日からさらに20日経過してもなお支払われない場合

リ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日からさらに20日経過してもなお支払われない場合

ヌ 約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ル その他お客様がブロードネットワークス会員規約またはISでんき契約約款に違反した場合

・お客様が、需給契約の廃止による通知をせずに契約中の電気の利用場所から移転していることが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に契約は消滅するものといたします。

15. 損害賠償の免責

・当社が小売電気事業者として電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持及び運用する一般送配電事業者が自らの託送供給等約款に基づき行います。そのため、電気の供給の中止、使用の制限、供給の停止、需給契約の解除、漏電その他の事故があっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。

・一般送配電事業者が維持及び運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、当社はお客様に対して何らの責任を負いません。

・一般送配電事業者の責めとなる理由があることをもって、当社の責めとなる理由があることにはならないものとします。その他の免責事項についてはブロードネットワークス会員規約およびISでんき契約約款をご確認ください。

16. 「24時間緊急サポート for ISでんき」について

・個人名でISでんきをご契約の場合、合わせて「24時間緊急サポート for ISでんき」の申込みおよび契約を行うことができます。

・24時間緊急サポート for ISでんきの月額料金は600円（税抜）です。

・24時間緊急サポート for ISでんきの契約期間はISでんきの利用開始日から契約終了日までですが、お客様の申し出により24時間緊急サポートのみを解約することが可能です。24時間緊急サポート for ISでんきを解約する場合（ISでんきの解約と同時に解約となる場合も含む）、解約月の月額料金は全額が請求となります。

・ISでんきの利用開始日の属する月から翌月末までは24時間緊急サポート for ISでんきの無料期間となります。

・24時間緊急サポート for ISでんきの違約金はございません。

・サービスの詳細についてはブロードネットワークスのWEBページ (<https://broad-networks.jp>) をご確認ください。

17. クーリング・オフについて

・ISでんきおよび24時間緊急サポート for ISでんきは特定商取引法に定めるクーリング・オフの対象サービスです。訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、重要事項説明書および契約内容についての書面を受領した日から8日を経過するまでは、書面により無条件で契約の解除を行うことができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します（ただし、申込時にこの書式の書面を受領された場合、クーリング・オフの起算日はその受領日となります。）。

・クーリング・オフを行う場合、お客様は1) 損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。2) すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価或いは移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。3) すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。4) 商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、役務の提供を受けまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。5) 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すことができます。

・上記のクーリング・オフの行使を妨げるために当社または媒介・取次・代理業者等が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合には、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が送付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

クーリング・オフの書面送付先：本重要事項説明書の第1条に記載の住所宛

18. 電子交付について

当社は、電力の需給にかかる約款、各種説明書、各種案内等の内容を、書面、またはWEB ページに記載、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客様に交付します。

19. 反社会的勢力ではないことの表明・保証

・お客様には契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。

イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の構成員）

ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）

ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営力している企業の構成員）

ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

ヘ 特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）

ト その他前各号に準ずる者

・当社は、お客様が前述イ～トに該当し、違反し、または、違反している疑いがあることが判明した場合はただちに需給契約を解約いたします。

20. その他

・お客様が契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。

・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。